

松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 条例制定の根拠

新制度では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準に従い、又は国の定める基準を参酌し、市町村が条例で定めることになっています。

2 家庭的保育事業等について

事業名	事業の概要
家庭的保育事業	家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児で満3歳未満のものについて、家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士等）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が5人以下）
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下）において、保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業 ア 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 ウ 共済組合等が当該共済組合等の構成員としての監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

3 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

国の定める基準には、市町村が条例を制定するうえで、必ず従わなければならない基準（従うべき基準）と国の定める基準を十分参照したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる基準（参酌すべき基準）があります。（下表参照）。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」、それ以外の事項については「参酌すべき基準」となっています。

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束します。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものです。よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容されるものです。
参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものです。

4 条例の制定に関する考え方

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準（従うべき基準・参酌すべき基準）をもって、松山市が条例で制定する基準とします。

5 国の定める基準

現在、国の定める基準の案として示されているものは別添のとおりです。今後、正式な基準が定められますが、現在の案と大きな相違はないものと見込まれています。

6 施行予定日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日の予定）から施行する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
総則	
最低基準の目的・向上	
・家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	従うべき基準
家庭的保育事業者等の一般原則	
・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業所等（児童福祉法第6条の3第10項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。構造設備、保育所等との連携、家庭的保育事業所等と非常災害、衛生管理等、食事、食事の提供の特例において同じ。）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ・家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	従うべき基準
保 育 所 等 と の 連 携	
・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 1 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 2 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 3 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育（児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育をいう。）又は保育を提供すること。	従うべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
家庭的保育事業所等と非常災害	
・家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等における職員の一般的要件	
・家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等	
・家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準	
・家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	保育室等及び保育に直接従事する職員の共用→従うべき基準 それ以外→参酌すべき基準
利用者を平等に取り扱う原則	
・家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準
虐待等の禁止	
・家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準
懲戒に係る権限の濫用禁止	
・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準
衛生管理等	
・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態に	参酌すべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
ついて、必要な管理を行わなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	
食 事	
・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 ・食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従うべき基準
食事の提供の特例（居宅訪問型保育事業者を除く。）	
・次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、下に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 1 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にある、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 2 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 3 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 4 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 5 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ・搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 1 連携施設 2 当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 3 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第	従うべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）	
利 用 者 及 び 職 員 の 健 康 診 断	
・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 ・家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 ・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 ・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等内部の規程	
・家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額 6 利用定員 7 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌すべき基準
家庭的保育事業所等に備える帳簿	
・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	参酌すべき基準
秘 密 保 持 等	
・家庭的保育事業所等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準
苦 情 へ の 対 応	

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該家庭的保育事業等による保育を受けること又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参酌すべき基準
家庭的保育事業	
設 備 の 基 準	
・家庭的保育事業は、家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 1 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 2 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。 3 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 4 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 5 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 6 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 7 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。	調理設備 従うべき基準 その他 参酌すべき基準
職 員	
・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 1 調理業務の全部を委託する場合 2 家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに乳幼児（3人以下の場合に限る。）の保育を行う場合であって、当該家庭的保育補助者が調理を行う場合 3 食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する場合 ・家庭的保育者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 1 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 2 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準
保 育 時 間	
・家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	参酌すべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）				条例への 委任の方法	
保 育 の 内 容					
・家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。				従うべき基準	
保 護 者 と の 連 絡					
・家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。				参酌すべき基準	
小規模保育事業					
小 規 模 保 育 事 業 の 区 分					
・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。				従うべき基準	
小規模保育事業A型					
設 備 の 基 準					
・小模保育事業A型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3. 3㎡以上であること。 3 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 4 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。調理設備及び便所を設けること。 5 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1. 9 8㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3. 3㎡以上であること。 6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。				調理設備 従うべき基準 その他 参酌すべき基準	
号	内 容			2階	3階以上
イ	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。			○	○
ロ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。			○	○
	階	区 分	施 設 又 は 設 備		
	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）							条例への 委任の方法
			避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			
			常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			
		四階以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			
ハ	ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。					○	
ニ	小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。					○	
ホ	小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。					○	
ヘ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。				○	○	
ト	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。					○	
チ	小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。					○	
職 員							従うべき基準
・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 1 乳児 おおむね3人につき1人 2 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 3 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 4 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。							

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）		条例への 委任の方法
保 育 時 間		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1日8時間を原則とする。）		参酌すべき基準
保 育 の 内 容		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供。）		従うべき基準
保 護 者 と の 連 絡		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）		参酌すべき基準
小規模保育事業B型		
職 員		
・小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 1 乳児 おおむね3人につき1人 2 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 3 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 4 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。		従うべき基準
設 備 の 基 準		
・小規模保育事業A型の規定に準じる。		調理設備 従うべき基準 その他 参酌すべき基準
保 育 時 間		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1日8時間を原則とする。）		参酌すべき基準
保 育 の 内 容		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。）		従うべき基準
保 護 者 と の 連 絡		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）		参酌すべき基準
小規模保育事業C型		
設 備 の 基 準		
・小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。		

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
1 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 3 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 4 満2歳以上の幼児（児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 5 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき3.3㎡以上であること。6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 7 保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業B型の設備の基準に掲げる要件に該当するものであること。	調理設備 従うべき基準 その他 参酌すべき基準
職 員	
・小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従うべき基準
保 育 時 間	
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1日8時間を原則とする。）	参酌すべき基準
保 育 の 内 容	
・家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。）	従うべき基準
保 護 者 と の 連 絡	
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）	参酌すべき基準
居宅訪問型保育事業	
居 宅 訪 問 型 保 育 事 業	
・居宅訪問型保育事業を行う者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 1 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 2 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 3 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育 4 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 5 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	従うべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）		条例への 委任の方法
設 備 及 び 備 品		
・ 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。		参酌すべき基準
職 員		
・ 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の数は 1 人とする。		従うべき基準
居 宅 訪 問 型 保 育 連 携 施 設		
・ 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。		従うべき基準
保 育 時 間		
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1 日 8 時間を原則とする。）		参酌すべき基準
保 育 の 内 容		
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。）		従うべき基準
保 護 者 と の 連 絡		
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）		参酌すべき基準
事業所内保育事業		
利 用 定 員 の 設 定		

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法																											
・事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 <table><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳児又は幼児の数</th></tr><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr><tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr><tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr><tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr><tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr></table>		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	参酌すべき基準	
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
1人以上5人以下	1人																												
6人以上7人以下	2人																												
8人以上10人以下	3人																												
11人以上15人以下	4人																												
16人以上20人以下	5人																												
21人以上25人以下	6人																												
26人以上30人以下	7人																												
31人以上40人以下	10人																												
41人以上50人以下	12人																												
51人以上60人以下	15人																												
61人以上70人以下	20人																												
71人以上	20人																												
(保育所型事業所内保育事業所の) 設備の基準																													
・事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。 3 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 4 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 5 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。 6 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 7 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 8 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。		参酌すべき基準																											
		(調理場の設置についての規定のみ、従うべき基準)																											
号	内 容	2階	3階以上																										
イ	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。	○	○																										

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）					条例への 委任の方法	
ロ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。					
	階	区分	施設又は設備			
	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	○	○	
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段			
	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	○	○	
		避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			
	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	○	○	
		避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			
ハ	ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。				○	
ニ	保育所型事業所内保育事業所の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 （1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 （2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。				○	
ホ	保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。				○	
ヘ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			○	○	
ト	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				○	
チ	保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。				○	
（保育所型事業所内保育事業所の）職員						

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への 委任の方法
・ 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・ 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはできない。	従うべき基準
（保育所型事業所内保育事業所の）連携施設に関する特例	
・ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準
（保育所型事業所内保育事業所の）保育時間	
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1 日 8 時間を原則とする。）	参酌すべき基準
（保育所型事業所内保育事業所の）保育の内容	
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。）	従うべき基準
（保育所型事業所内保育事業所の）保護者との連絡	
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）	参酌すべき基準
（小規模型事業所内保育事業所の）職員	
・ 事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ・ 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 1 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 2 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 3 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 4 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 ・ 保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	従うべき基準
（小規模型事業所内保育事業所の）設備の基準	
・ 小規模保育事業 A 型の規定に準じる。	調理設備 従うべき基準 その他 参酌すべき基準
（小規模型事業所内保育事業所の）保育時間	
・ 家庭的保育事業の規定に準じる。（保育時間は、1 日 8 時間を原則とする。）	参酌すべき基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準案）		条例への 委任の方法
（小規模型事業所内保育事業所の）保育の内容		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。）		従うべき基準
（小規模型事業所内保育事業所の）保護者との連絡		
・家庭的保育事業の規定に準じる。（保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る。）		参酌すべき基準
附則		
食 事 の 提 供 の 経 過 措 置		
・この省令の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理員の規定は、適用しないことができる。		-
連 携 施 設 の 経 過 措 置		
・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。		-

松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 条例制定の根拠

新制度では、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準については、国の定める基準に従い、又は国の定める基準を参酌し、都道府県等（都道府県・指定都市・中核市）が条例で定めることになっています。

2 幼保連携型認定こども園について

施設名	事業の概要
幼保連携型認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設

3 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

国の定める基準には、都道府県等が条例を制定するうえで、必ず従わなければならない基準（従うべき基準）と国の定める基準を十分参照したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる基準（参酌すべき基準）があります。（下表参照）。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に関しては、以下の事項については「従うべき基準」、それ以外の事項については「参酌すべき基準」となっています。

- ・学級の編制、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- ・保育室の床面積その他の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関するもの
- ・運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するもの

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束します。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものです。よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容されるものです。
参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものです。

4 条例の制定に関する考え方

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準については、国の定める基準（従うべき基準・参酌すべき基準）をもって、松山市が条例で制定する基準とします。

5 国の定める基準

現在、国の定める基準の案として示されているものは別添のとおりです。今後、正式な基準が定められますが、現在の案と大きな相違はないものと見込まれています。

6 施行予定日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日（平成27年4月1日の予定）から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法								
学級の編制及び職員に関する基準										
学 級 の 編 制 の 基 準										
・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 ・1学級の園児数は、35人以下を原則とする。 ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。		従うべき基準								
職 員										
・園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭及び調理員を1人以上置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。 ・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 ・園児の教育及び保育に直接従事する職員の数 - 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人以上 - 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人以上 - 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人以上 - 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人以上 ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。		従うべき基準								
・職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。 ・副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護（助）教諭、事務職員を置くよう努めなければならない。		参酌すべき基準								
設備に関する基準										
設 備 の 一 般 的 要 件										
・幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境に定めなければならない。 ・設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。		従うべき基準								
園 舎 及 び 園 庭										
・園舎及び園庭を備えなければならない。 ・園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 【満3歳以上の園児】<table><tr><th>学級数</th><th>面 積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180㎡</td></tr><tr><td>2学級</td><td>320㎡</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>320㎡+100㎡×（学級数－2） ※1学級につき100㎡増</td></tr></table> 【満3歳未満の園児】 満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として計算した面積 ・園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。		学級数	面 積	1学級	180㎡	2学級	320㎡	3学級以上	320㎡+100㎡×（学級数－2） ※1学級につき100㎡増	従うべき基準
学級数	面 積									
1学級	180㎡									
2学級	320㎡									
3学級以上	320㎡+100㎡×（学級数－2） ※1学級につき100㎡増									
		従うべき基準								

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への委任の方法										
・次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 【学級数に応じた面積】 <table border="1" data-bbox="341 318 968 566"> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> <tr> <td>1 学級</td><td>3 3 0 m²</td></tr> <tr> <td>2 学級</td><td>3 6 0 m²</td></tr> <tr> <td>3 学級</td><td>4 0 0 m²</td></tr> <tr> <td>4 学級以上</td><td>4 0 0 m² + 8 0 m² × (学級数 - 3) ※ 1 学級につき 8 0 m² 増</td></tr> </table> 【園児数に応じた面積】 満 3 歳以上の園児 1 人につき 3. 3 m² ・満 2 歳以上満 3 歳未満の園児 1 人につき 3. 3 m² ・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。	学級数	面 積	1 学級	3 3 0 m ²	2 学級	3 6 0 m ²	3 学級	4 0 0 m ²	4 学級以上	4 0 0 m ² + 8 0 m ² × (学級数 - 3) ※ 1 学級につき 8 0 m ² 増	
学級数	面 積										
1 学級	3 3 0 m ²										
2 学級	3 6 0 m ²										
3 学級	4 0 0 m ²										
4 学級以上	4 0 0 m ² + 8 0 m ² × (学級数 - 3) ※ 1 学級につき 8 0 m ² 増										
園舎に備えるべき設備											
【職員室、保育室等各設備の設置】 ・職員室、保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。 ・ほふく室又は乳児室については、満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。 ・特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 【保育室の数】 ・満 3 歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。 【外搬の場合の調理設備】 ・満 3 歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行う幼保連携型認定こども園は、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 【小規模園の調理設備】 ・通常食事の提供をするべき園児数が 20 人に満たない場合においては、食事の提供をするべき園児数に応じて必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 【飲料水用設備】 ・飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。 【保育室・遊戯室・ほふく室・乳児室の面積】 ・保育室又は遊戯室 満 2 歳以上の園児 1 人につき 1. 9 8 m² 以上 ・ほふく室 満 2 歳未満の園児のうち、ほふくする子ども 1 人につき 3. 3 m² 以上 ・乳児室 満 2 歳未満の園児のうち、ほふくしないもの 1 人につき 1. 6 5 m² 以上	従うべき基準										
【保育室等の設置階】 ・保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1 階に設けるものとする。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、2 階以上の階に設けることができる。この場合において、3 階以上の階に設けられる保育室	従うべき基準										

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）				条例への委任の方法	
等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。					
※2階：下記の一～三号を満たすこと					
3階以上：下記の一～八号を満たした場合に、3歳未満児のみの保育室等を設けることができる。					
号	内容			2階	3階以上
一	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。			○	
二	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること				
	階	区分	設 備		
二階	常用		1 屋内階段 2 屋外階段	○	○
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）							条例への委任の方法
		の 階	避難 用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			
三	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。				○	○	
四	第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。					○	
五	調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。					○	
六	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。					○	
七	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。					○	
八	備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。					○	
園 具 及 び 教 具							
・学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 ・園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。							参酌すべき基準
他の施設及び設備の使用							
・特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。							参酌すべき基準
・ただし、他の学校、社会福祉施設等の設備を保育室等として共用することはできない。							従うべき基準
運営に関する基準							
教育及び保育を行う期間及び時間							
・毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。 ・教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間であること。ただし、園児の							従うべき基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への委任の方法
発達の種類、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。	
・保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な1日当たりの時間（満3歳児以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、8時間とすること。	参酌すべき基準
食 事 の 提 供	
・原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。 ・保育を必要とする子どもに該当しない園児に対し、前述の方法により、食事の提供を行うことができる。 ・食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならず、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	従うべき基準
・園児に食事を提供するに当たっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	参酌すべき基準
食事の提供方法の特例	
・次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対して、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 ・当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ・当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。 ・調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ・園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	従うべき基準
子育て支援事業の内容	
・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	参酌すべき基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国基準案）	条例への委任の方法
（認定こども園である旨の）揭示	
・建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を揭示しなければならない。	参酌すべき基準
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	
・人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・職員は、常に自己研鑽に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。職員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
・園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 ・職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・園長は、園児に対し児童福祉法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従うべき基準
・行った教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 ・園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌すべき基準

松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 条例制定の根拠

新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国の定める基準に従い、又は国の定める基準を参酌し、市町村が条例で定めることになっています。

2 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

国の定める基準には、市町村が条例を制定するうえで、必ず従わなければならない基準（従うべき基準）と国の定める基準を十分参照したうえで、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる基準（参酌すべき基準）があります。（下表参照）。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関しては、「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」、それ以外の事項については「参酌すべき基準」となっています。

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束します。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものです。よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準を上回る内容を定めることは許容されるものです。
参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものです。

3 条例の制定に関する考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国の定める基準（従うべき基準・参酌すべき基準）をもって、松山市が条例で制定する基準とします。

4 国の定める基準

現在、国の定める基準の案として示されているものは別添のとおりです。今後、正式な基準が定められますが、現在の案と大きな相違はないものと見込まれています。

5 施行予定日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日の予定）から施行します。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
特定教育・保育施設の運営に関する基準・利用定員に関する基準		
利用定員		
・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。 ・利用定員は、次の子どもの区分に応じて定めるものとする。 ・教育標準時間認定（満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定）を受けた子ども ・満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた子ども ・満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども		従うべき基準
運営に関する基準		
内容及び手続きの説明及び同意		
・利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。		従うべき基準
応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）		
・特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ・特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		従うべき基準
・特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。		参酌すべき基準
あっせん、調整及び要請に対する協力		
・特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従うべき基準
受給資格等の確認（※）（※は特定地域型保育事業において準用）		
・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。 （参考） 支給認定：保護者が市町村に子どものための教育・保育給付費を受けるため申請し、市町村が行う子ども・子育て支援法第19条第1項各号に定める認定 支給認定証：支給認定を受けた子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令（未交付）で定める事項を記載した認定証		参酌すべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
支給認定の申請に係る援助（※）		
・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。		参酌すべき基準
心身の状況等の把握		
・特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること。		参酌すべき基準
小学校等との連携（※）		
・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。		参酌すべき基準
教育・保育の提供の記録（※）		
特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。		参酌すべき基準
利用者負担額等の受領		
・特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この項目において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 ・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ・特定教育・保育施設は、上記の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 - 三 食事の提供に要する費用 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 - 五 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ・特定教育・保育施設は、上に掲げる支払を受ける額のほか、直接子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払を求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。 ・特定教育・保育施設は、上に掲げる費用の額の支払を受けた場合は、あらかじめ金銭の支払を求める理由について支給認定保護者に説明を行い、同意を得ることとする。		従うべき基準
特定教育・保育の取扱方針		
・特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣		従うべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）	条例への委任の方法
が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない） ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針	
特定教育・保育に関する評価等	
・特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
相談及び援助（※）	
・特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参酌すべき基準
緊急時等の対応（※）	
・特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準
運営規程	
特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	参酌すべき基準
勤務体制の確保等	
・特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
定員の遵守	
・特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、特定教育・保育施設の需要の増大、措置への対応、災害・虐待など所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準
掲示（※）	
・特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込みの特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準
子どもを平等に取り扱う原則（※）	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）	条例への委任の方法
・特定教育・保育施設においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準
虐待等の禁止（※）	
・職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準
懲戒に係る権限の濫用の禁止（※）	
・特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。	従うべき基準
秘密保持等（※）	
・職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準
情報の提供等（※）	
・特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌すべき基準
利益供与等の禁止（※）	
・特定教育・保育施設は、小学校就学前の子ども又はその家族に対して、特定教育・保育施設を紹介することの対償として、利用者支援事業その他の地域子ども子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	参酌すべき基準
苦情解決（※）	
・特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ・提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	参酌すべき基準
事故発生の防止及び発生時の対応（※）	
・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ・特定教育・保育施設は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ・特定教育・保育施設は、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。	従うべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
会計の区分（※）		
・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。		参酌すべき基準
記録の整備		
・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。		参酌すべき基準
特例施設型給付費に関する基準		
特別利用保育の基準		
・特定教育・保育施設（保育所に限る。）は、特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。 ・特定教育・保育施設（保育所に限る。）は、特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。		従うべき基準
特別利用教育の基準		
・特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）は、特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。 ・特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）は、特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。		従うべき基準
特定地域型保育事業の運営に関する基準・利用定員に関する基準		
利用定員		
・特定地域型保育事業のうち、利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ・上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。		従うべき基準
運営に関する基準		
内容及び手続きの説明及び同意		
・特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。		従うべき基準
正当な理由のない提供拒否の禁止等		
・特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ・特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		従うべき基準
・特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。		参酌すべき基準
あっせん、調整及び要請に対する協力		

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従うべき基準
心身の状況等の把握		
・特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。		参酌すべき基準
特定教育・保育施設等との連携		
・特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。） ・居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものについては、この限りではない。		従うべき基準
・特定地域型保育事業者は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。		参酌すべき基準
利用者負担額等の受領		
・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 ・特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。 ・また、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。 ① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ・特定地域型保育事業者は、上記の支払を受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払を求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。 ・特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払を求める際には、あらかじめ金銭の支払を求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。		従うべき基準
特定地域型保育の取扱方針		
・特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。		従うべき基準
特定地域型保育に関する評価等		

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
・特定地域型保育事業者は、提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。		参酌すべき基準
運営規程		
・特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項		参酌すべき基準
勤務体制の確保等		
・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		参酌すべき基準
定員の遵守		
・特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。		参酌すべき基準
記録の整備		
・特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。		参酌すべき基準
準用		
・特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。		-
特例地域型保育給付費に関する基準		
特別利用地域型保育の基準		
・特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 ・特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。		従うべき基準
特定利用地域型保育の基準		
・特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。		従うべき基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準案）		条例への委任の方法
その他		
特定保育所に関する特例		
・ 特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する保育所（私立保育所））については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 ・ 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従うべき基準	
利用定員に関する経過措置		
・ 小規模保育事業 C 型にあっては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は、6 人以上 15 人以下とする。	従うべき基準	
連携施設に関する経過措置		
・ 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この条例の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる、	従うべき基準	

松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

I 条例制定の経緯

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。松山市では主に「児童クラブ」と呼ばれていますが、地域によっては「学童保育」と呼ぶこともあります。

これまで、児童クラブの設備及び運営について統一的に国が定めたものは、「放課後児童クラブガイドライン」がありました。このガイドラインには法的拘束力はなく、「望ましい水準」という扱いです。しかし、子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、児童クラブの設備及び運営に関する基準については、国が省令で定める基準（省令基準）を踏まえ、市町村が条例で定めることになりました。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

そして、平成25年5月、国の社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置されました。この委員会では、省令基準に盛り込むべき内容が審議され、平成25年12月25日に同委員会の報告書が公表されました。この報告書の内容を踏まえ、平成26年3月に国から省令基準の案が示されました。今回の条例案は、この省令基準案を基に作成したものです。

なお、子ども・子育て関連3法による改正には、児童クラブの対象児童の拡大も盛り込まれています。対象児童は、現在「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」（小学3年生まで）と規定されていますが、改正後は「小学校に就学している児童」（全学年）となります。

これらの改正は、早ければ平成27年度からスタートする予定です。

II 条例制定の基準となる省令

（仮）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

III 省令基準案の区分

省令基準案の内容には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2種類があります。

省令基準案の区分	区分の意味	区分に属する条例案の規定
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。この基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。	第10 （4を除く。）
参酌すべき基準	自治体が「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。	上記以外

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）から抜粋

Ⅳ 条例案の概要（下線を付けた部分は、省令基準案から松山市が変更・追加した部分です。）

第 1（目的）

- 1 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」）第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」）を定め、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とします。

第 2（用語）

- 1 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例によります。

第 3（最低基準の向上）

- 1 市長は、松山市社会福祉審議会の意見を聴き、事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができます。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとします。

第 4（最低基準と放課後児童健全育成事業）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければいけません。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはいけません。

第 5（放課後児童健全育成事業者の一般原則）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければいけません。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければいけません。
- 4 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければいけません。

第 6（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければいけません。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければ

いけません。

第7（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件）

- 1 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければいけません。

第8（職員の知識及び技能の向上等）

- 1 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、少なくとも3か月に1回、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければいけません。

第9（設備の基準）

- 1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければいけません。
- 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければいけません。
- 3 専用区画並びに1に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければいけません。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではありません。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければいけません。

第10（職員）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければいけません。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とします。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいいます。）をもってこれに代えることができます。
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければいけません。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項

の規定により大学院への入学が認められた者

- (7) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 2の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とします。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければいけません。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではありません。

第11（児童を平等に取り扱う原則）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはいけません。

第12（虐待等の禁止及び関係機関との連携等）

- 1 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、要保護児童に関し、早期発見及び関係機関との円滑な連携・協力に努めなければいけません。

第13（衛生管理等）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければいけません。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければいけません。

第14（運営規程）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければいけません。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員

- (6) 事業の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

第 1 5（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければいけません。

第 1 6（秘密保持等）

- 1 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければいけません。

第 1 7（苦情への対応）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければいけません。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 8 5 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければいけません。

第 1 8（開所時間及び日数）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、次の各号の時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定めます。
 - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間
 - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 4 時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、1 年につき 2 6 0 日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定めます。

第 1 9（保護者との連絡）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければいけません。

第 2 0（関係機関との連携）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければいけません。

第 2 1（事故発生時の対応）

- 1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければいけません。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければいけません。

第 2 2（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行します。

第 2 3（職員の経過措置）

- 1 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業所における業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間は、引き続き当該放課後児童健全育成事業所において、当該業務に従事することができます。
- 2 この条例の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間に事業を開始した放課後児童健全育成事業所については、第 1 0 の 3 の本文中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者を含む。）」とします。